

地域包括支援センターだより 第41号

令和2年12月発行：加美町地域包括支援センター

☎63-3600

参加者
募集

筋力アップ教室

運動の機会が少なくなる冬の時期に、楽しみながら体を動かす高齢者向けの運動教室を開催します。イスに座っての運動が中心なので、足腰に痛みのある方でもムリなく取り組みます。日頃の感染症対策を再確認しながら、フレイル予防のために参加してみませんか？

	開催日	会場・時間	内容・講師
第1回	令和3年1月22日(金)	【会場】 中新田福祉センター (集会室) 【時間】 10:30~11:30 (受付:10:15~)	【内容】 ストレッチ、筋力アップ運動 介護ミニ講話、健康チェック 【講師】 宮城県理学療法士会 
第2回	1月29日(金)		
第3回	2月5日(金)		
第4回	2月12日(金)		
第5回	2月19日(金)		
第6回	2月26日(金)		
第7回	3月5日(金)		
第8回	3月12日(金)		

- 対象者：加美町に住所を有する65歳以上の方で、原則として全日程参加できる方（要介護・要支援認定を受けていない方）

* 高血圧・心臓病・脳卒中・腎臓病の方や整形外科を受診している方は、安全のため主治医に確認してからお申し込みください。

* 新型コロナウイルス感染症対策として、2週間前からの体調確認や行動履歴の確認をさせていただきます。また、感染状況によりましては、中止や回数が制限される可能性もございます。

- 定員：15名程度

* 申し込み多数の場合は、初めて教室に参加する方を優先とさせていただきます。後日、参加の可否についてご連絡いたします。

* 送迎はありませんのでご注意ください。

- 持ち物：水分補給のための水またはお茶・汗拭きタオル・マスク（布マスクではなく、不織布のもの）

申込期間：12月10日(木)～12月14日(月)

受付時間 8:30～17:15(土日除く)

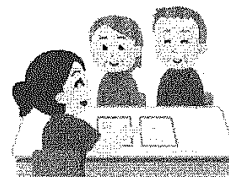
<申込先>加美町地域包括支援センター

☎ 63-3600

裏面もご覧ください

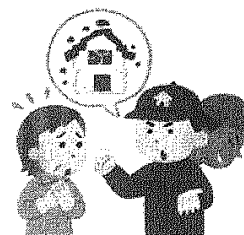
成年後見制度をご存知ですか？

成年後見制度とは、認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由により判断能力が不十分となった人が、財産管理や契約で不利益にならないように法律的に支援する制度です。具体的には「不動産や預貯金等の財産管理」や「介護サービスや施設への入所等に関する契約の締結」など、ご本人だけでは判断がむずかしい手続きを、家庭裁判所が選任した成年後見人等（支援者）が行います。



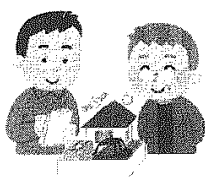
●どのような方が利用を検討していますか？

悪徳商法から、認知症でひとり暮らしの親を守りたい
物忘れがひどくなってきたので、財産管理が不安になった
将来、自分が認知症になった時に誰が支えてくれるか不安
自分たち親がいなくなった後、知的障がいのある子どもの将来が心配 など



●どのような種類がありますか？

ご本人の判断能力が十分でない人が対象になる「法定後見制度」と、判断能力が低下する前にあらかじめご本人自らが選んだ人に代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく「任意後見制度」の2種類があります。



法定後見制度

後見

判断能力を欠く人の保護が目的

保佐

判断能力が著しく不十分な人の保護が目的

補助

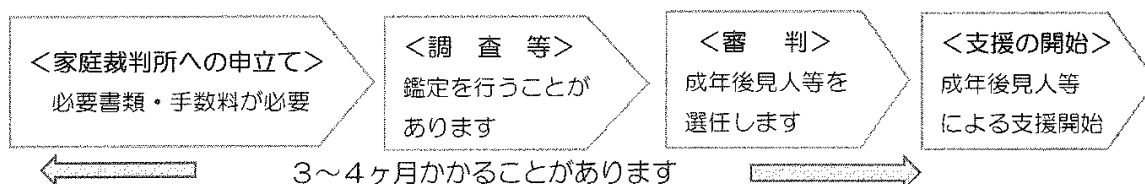
判断能力が不十分な人の保護が目的

任意後見制度

将来、判断能力が低下した場合に代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で自ら決めておく制度。

任意後見契約は公証人が作成する公正証書で結んでおきます。

●手続きの方法は？



申立てができる人は？

本人・配偶者・四親等以内の親族
*身寄りがいないなど誰も申立てする人がいない場合は、市町村長が申立てをすることがあります

申立てに必要な書類は？（詳しくは問い合わせください）

- ・申立書 ・診断書（成年後見用）
- ・ご本人の戸籍謄本
- ・申立て手数料（1件につき800円）
- ・登記手数料（収入印紙2600円分）
- ・成年後見に関する登記事項証明書
- ・郵便切手など

●相談・問い合わせ先

加美町地域包括支援センター ☎ 63-3600

加美町保健福祉課 障害福祉係 ☎ 63-7871

＊インターネットで詳しいことを調べたい時は＊

裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）

後見ポータルサイト

検索